

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岐阜市	七郷	令和3年3月12日	令和4年3月10日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	122.61 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	67.63 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	10.23 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.28 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.22 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.60 ha
(備考) 地区内の耕地面積122.61haの内訳：水田 105.84ha／畑 16.77ha	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内の中心経営体に集積・集約化を進めていくが、集積・集約化の対象となり難い農地について、今後どうやって維持管理していくのか。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体への集積・集約化については引き続き進めていくが、集積・集約化の対象となり難い農地については、基本的に現利用者が耕作を継続する方向で対応していく。
他地区からの中心経営体や認定農業者を受け入れ、当地区内の中心経営体を増やすことで集積・集約化を推進させる。
東改田地区を中心に休耕田を活用し薬用作物の安定生産の確立及び産地化を目指す。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

貸付を希望する場合は、原則として農地を中間管理機構に貸付けていく。

中心経営体や農業者が病気や怪我等、何らかの事情で営農継続困難となった場合は、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて他の中心経営体や意欲ある農業者への貸付けを進め、集積・集約化や農地の保全に努める。

○集積・集約化以外の手法による農地保全の方針

中心経営体以外にも、農業経営に意欲的な農業者が数多く存在し、こうした農家が集積・集約化の対象となり難い農地の保全も担っていることから、最低でも今後4～5年間は耕作を継続できるよう努める。